



# 六桜花

やさしく かしく たくましく  
～未来を創造的に生きる力の育成～

有田市立  
初島小学校  
(校長室だより)

R8・1・19

No.72

## 「明日から変えるのではない。今、この瞬間の自分の選択から変えていく」



### マハトマ・ガンディー

インド独立の父として知られる。

南アフリカで弁護士をする傍らで公民権運動に参加し、帰国後はインドのイギリスからの独立運動を指揮した。民衆暴動やゲリラ戦の形をとるものではなく、「非暴力不服従」を提唱した。この思想はインド独立の原動力となり、イギリス帝国をイギリス連邦へと転換させた。性格的には自分に厳しく他人に対しては常に公平で寛大な態度で接した。

## 拡散する「中高生の暴力動画」

以前にもいじめ＝犯罪という考え方をお示しました。近年、日本社会では「いじめ」を単なる子ども同士のトラブルとしてではなく、法的責任が伴う「犯罪」であるという認識が強まっています。

2026年1月に熊本市で発生し、SNSで動画が拡散された中学生による集団暴行事件。

この事案は、まさに「いじめは犯罪である」という認識を強く印象づけました。

- \* 暴行罪・傷害罪・・・殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的暴力。ケガをさせた場合は 傷害罪 になります。
- \* 恐喝罪・・・「お金を持ってこい」と脅し金品を奪う行為。

- \* 窃盗罪・器物損壊罪・・・持ち物を隠す盗む、教科書を破る、ノートに落書きをするなどの行為。
- \* 脅迫罪・強要罪・・・「バラされたくなければ言うことを聞け」と脅したり、土下座をさせたり嫌なことを無理やりやらせる行為。
- \* 名誉毀損罪・侮辱罪・・・SNSや掲示板で悪口を書き込む、大勢の前で恥をかかせるなどの行為。
- \* 迷惑防止条例違反・・・しつこくつきまとう、卑猥な画像を送るなどの行為。

ここ最近問題になっている絶対にゆるされない中高生の暴力事案は「やられたらやり返す」という考え方が根底にあるようです。「やられたらやり返す」は、「自分を守りたい」という防衛本能から、ごく自然に湧き上がる感情です。しかし、いじめやトラブルの現場でこれを実行してしまうと、「どっちもどっち(喧嘩)」として処理されたり、最悪の場合、やり返した側が「加害者」になってしまうリスクがあります。

**お子さんが加害者にならないために、次のことを教えていきたい。ご家庭でもお話してください。粘り強く伝えていきましょう。自分も他人も大切にするために・・・**  
**1. 「やり返す」の定義をアップデートする**

「やり返す＝相手に同じダメージを与える」と考えると、泥沼の報復合戦が始まります。そうではなく、「自分の尊厳を守り、相手の攻撃を無効化する」ことが「勝ち」と教える。

\* 相手と同じ土俵に降りない：相手が「幼稚な攻撃」をしてきたとき、自分も同じ方法でやり返すと、周囲からは「似た者同士」に

見えてしまう。

- \*最大の反撃は相手の思い通りにならないこと：加害者は、相手が泣いたり怒ったり、あるいは怯えてやり返してくる反応（報酬）を期待している。「何をしてもこの人には響かない、むしろ自分が損をする」と思わせることが最も効果的である。

## 2. 「感情」と「行動」を切り離す

「ムカつく」「許せない」という感情を持つことは全く悪くない。自然なことなので否定する必要はない。ただ、「感情に任せた行動」は往々にして自分を不利にすると教える。

- \*6秒ルール：怒りのピークは長くて6秒とされている。やり返したい衝動に駆られたら、ゆっくり深呼吸をして、その場を物理的に離れる。

- \*「損得勘定」で考える：「今ここで殴り（言い）返したら、自分の評価が下がる、あるいは停学や警察沙汰になるかもしれない。それは自分にとって損か、得か？」と冷静に考える癖をつける。自分のために・・・

## 3. 社会的な「制裁」をプロに任せる

自分で直接やり返すのではなく、ルールや法律を使って相手に責任を取らせる。現代社会における最も賢い「やり返し」だと教える。

- \*大人を信じて相談する：学校、警察、相談窓口など、自分より強い力を持つ「ルールを守らせる側」に相談する。
- \*「孤立」は避ける：一人で戦おうとせず、味方を増やす。信頼できる大人や友人に相談しているという事実自体が、相手へのプレッシャーになる。

### 負のループを断ち切るために・・・

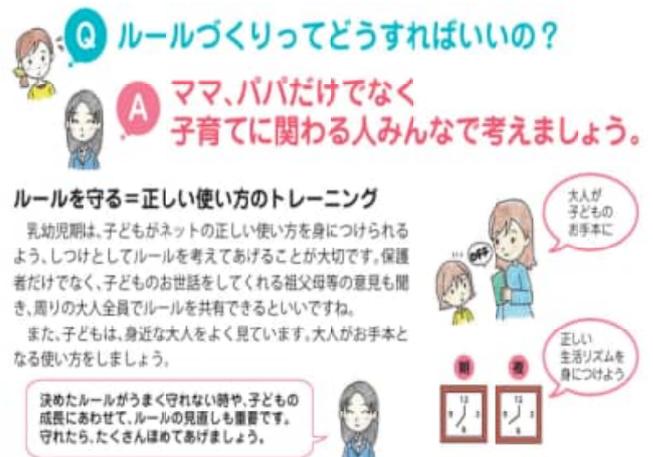
「やり返さない」ことは「屈する」ことではありません。「自分の人生を、価値のない相手のために汚さない」という、非常に高度で知的な選択です。自分のために・・・

**「明日から変えるのではない。今、この瞬間の自分の選択から変えていく」**

# SNS動画拡散について

もう1つの問題はSNSへの動画の投稿・拡散です。このことも何度かスマホ・ネットの安心安全な利用としてお示ししてきました。

スマホ・ネットの利用における保護者の責務は、単なる「マナー」ではなく、法律（青少年インターネット環境整備法）によって明記された義務です。お子さんのスマホ・ネットの利用については利用状況の把握と管理を徹底してください。



ここでは「**投稿・拡散に伴う重大な法的リスク**」について考えていきましょう。

動画や画像をSNSに投稿したり、リポスト（拡散）したりする行為は以下の罪に問われる可能性があります。このことをお子さんにきちんと教えましょう。お子さんのために・・・

- \*名誉毀損罪：不特定多数が見る場所で具体的な事実を晒し、相手の社会的評価を下げる行為。たとえ内容が真実であっても成立します。
- \*プライバシー侵害・肖像権侵害：相手の顔や名前、私生活を本人の許可なく公開する行為。民事上の損害賠償請求の対象になります。
- \*侮辱罪：動画に「死ね」「クズ」などの罵倒を添えて投稿した場合、より厳罰化された侮辱罪が適用される可能性があります。

**【注意】**：「正義のため」「みんなに知ってほしい」という動機は、裁判では免罪符になりません。我々大人も知っておきたいですね。